

平成21年7月18日

## 模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）構想 （第5回関係国会合の概要）

7月16日から17日に、モロッコ・ラバトにて、ACTA構想についての関係国会合が開催され、国際協力、執行実務及び制度上の問題について集中的な議論を行いました。参加国は、引き続き本構想の2010年中の可能な限り早期の実現を目指して議論を続けることで一致しました。

1. 7月16日（木）から17日（金）（現地時間）に、ACTA交渉の第5回関係国会合が、モロッコの主催によりラバトで開催されました。我が国をはじめ、米国、EU、スイス、カナダ、韓国、メキシコ、シンガポール、豪州、ニュージーランド及びモロッコが参加しました。
2. 会合は、アフメッド・シャミ商工業・新技術大臣、ハリド・ナシリ情報大臣兼報道官、ヨゼフ・アムラニ外務・協力省事務次官の出席のもと、開催されました。シャミ大臣はスピーチの中で、模倣品や海賊版に対処する高度な枠組を整備するACTAの重要性を強調しました。
3. 会合では、国際協力、執行実務及び制度上の問題について集中的な議論を行いました（2009年4月7日「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）構想交渉概要の公表について」参照）。また、関係国は、関係者や関心を持つ方々へ適切な情報提供を行うことを含め、透明性について議論を継続しました。さらに、関係国は、次回会合以降は事前に議題案を公表することで合意しました。
4. 次回の会合は、2009年11月に韓国で開催されることになりました。関係国は、2010年中の可能な限り早期にACTAを妥結させる意図を確認しました。
5. 我が国としては、ACTAの早期実現を目指し、今後も関係国との議論を積極的にリードしていく所存です。

(参考)

1. 我が国は、2005年のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、小泉総理（当時）より、模倣品・海賊版防止のための法的枠組策定の必要性を提唱して以来、知的財産権の保護に関心の高い国々とともに、ACTA構想の実現に向けて積極的に議論を行ってきた。
2. その後、2007年10月に日米欧等から、ACTAにおいて実現していくべき内容についての集中的な協議を開始する旨の報道発表を行い、関係国との非公式な協議を継続的に行ってきた。
3. 2008年6月に開催された関係国会合からは、条文案をベースとした交渉が開始された。本会合には、我が国をはじめ、米国、EU、スイス、カナダ、韓国、メキシコ、シンガポール、豪州、ニュージーランド、モロッコが参加した。

(本発表資料のお問い合わせ先)

通商政策局 国際知財制度調整官 山本

担当者： 泉、高田

電 話：03-3501-1511（内線 3051）

03-3501-5923（直通）